

三次市教育委員会議案第 4 2 号

三次市民ホール設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

平成 3 0 年 3 月 2 7 日

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

三次市民ホール設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則（案）

三次市民ホール設置及び管理条例施行規則（平成 2 7 年三次市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

ピアノ（ヤマハ）	1 台	4, 3 2 0
----------	-----	----------

」を

「

ピアノ（ヤマハ）	1 台	4, 3 2 0
ピアノ（ヤマハ C 3）	1 台	2, 7 0 0
ピアノ（アップライト）	1 台	5 4 0

」に、

「

ひな段けこみ	1枚	100
--------	----	-----

」を

「

ひな段けこみ	1枚	100
仮設花道	1式	4,320
仮設前舞台	1式	4,320
仮設スピーカー台	1式	3,240
鳥屋囲	1式	540

」に、

「

展示用パネル	1枚	100
--------	----	-----

」を

「

展示用パネル	1枚	100
ブルーレイディスクプレーヤー	1台	860
映像スイッチャー	1台	1,400
TVモニター	1台	860
ドラムセット	1式	1,080
トランシーバー	1台	540

」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。